

入 札 説 明 書

この案件は、電子入札対象案件です。入札に関する手続は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行ってください。なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、島根県警察本部長の承認を得た後、書面で手続を行ってください。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
車両捜査支援システム機器増設等賃貸借契約
- (2) 賃貸借物件の仕様
別途交付する「車両捜査支援システム機器増設等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和9年10月1日から令和14年9月30日まで
ただし、試験実施に使用する機器については、令和9年9月30日までに構築及び試験を完了すること。
- (4) 賃貸借物件設置場所
賃貸借仕様書別紙1「設置場所一覧」のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ入札参加資格の

認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (8) 過去3年以内において、都道府県警察に同種同規模のシステムを構築した実績があること。
- (9) 保守の拠点が島根県内に確保できること。
- (10) 保守業務について、入札説明書に定める要件を満たす対応ができること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

3 仕様書の交付期間及び方法

- (1) 令和8年10月2日から令和8年10月16日までの間、下記の場所において交付する。
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線 2243、2242
- (2) 上記(1)により仕様書の交付を受けた者は、別紙秘密保持特約条項を遵守すること。
- (3) 上記(1)により仕様書の交付を受けた者は、入札日時までに、上記(1)の場所に返却すること。

4 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年10月16日（金）正午までに、入札参加資格確認申請書及び次に掲げる提出資料（以下「申請書等」という。）を電子調達システムにより提出すること。
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 法務局に登録する役員又は契約等の権限を委任された支店若しくは営業所等を代表する者の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員等名簿（以下「役員等名簿」という。）
第三者をして貸し付けようとする者は、第三者の役員等名簿を提出すること。
 - ウ 入札品目内訳書（入札品目の詳細が分かるものを提出すること。）
 - エ 保守に関する書類（保守引受証明書等）
 - オ 島根県内の保守拠点を示す書類
 - カ 保守管理体制表
 - キ 2(8)の賃貸借契約に係る取引証明書又は契約書及び仕様書の写し
 - ク 入札保証金の免除に関する書類（免除を希望する場合）
 - ケ 第三者をして貸し付けできる能力を有することの証明書（該当する場合のみ）
 - コ 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒（書面により申請書等を提出した場合）
定形封筒（長型40号程度）に110円切手を貼付し、宛名を記入すること。
- (2) 書面による申請を認められた者は、次により提出すること。
 - ア 提出場所 : 島根県警察本部警務部会計課用度係
 - イ 提出方法 : 持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着のこと。)
- (3) 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行い、その結果は、電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。
また、書面により申請書等を提出した者については、別途書面により通知する。
- (4) 期限までに申請書等を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入 札

(1) 入札書

- ア 電子調達システムによる入札
入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。
- イ 書面による入札
指定した入札書により提出すること。
なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札金額

- ア 入札書の金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とする。
- イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

- 令和8年12月11日午前9時から令和8年12月14日午後4時までとする。ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除いた日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

- ア 日 時 令和8年12月14日午後4時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。
- イ 場 所 島根県警察本部2階 警務部会計課用度係
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年12月14日午後4時までに到着しているものに限る。

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和8年12月15日 午前10時00分
- イ 場 所 島根県警察本部7階 聴聞室

(6) 落札者の決定方法

- ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。
- ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

(7) 再度入札

- ア 開札の結果落札者がいない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行う。
- イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。
- ウ 再度入札は2回までとし、次のとおり実施する。

(ア) 1回目の再度開札

- a 電子調達システムによる入札の期間
令和8年12月15日午前10時10分より、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とする。
- b 書面による入札日時及び場所

令和 8 年12月15日午前10時20分に、(4)イの場所へ持参すること。

c 開札の日時及び場所

令和 8 年12月15日午前10時30分に、(5)イの場所で行う。

(イ) 2 回目の再度開札

a 電子調達システムによる入札の期間

令和 8 年12月15日午前10時40分より、電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とする。

b 書面による入札に日時及び場所

令和 8 年12月15日午前10時50分に、(4)イの場所へ持参すること。

c 開札の日時及び場所

令和 8 年12月15日午前11時00分に、(5)イの場所で行う。

エ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。なお、随意契約の手続は、電子調達システムによらず、書面により行う。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続きを行うこと。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(11) 入札金額内訳書等の提出

落札者は、(6)の決定通知を受けた後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

分割支払協議書（賃借料の月ごとの分割支払及び年度ごとの負担額について協議するもの）

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第61条第 1 項の規定により、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税を加えた額の合計金額の100分の 5 以上を徴収する。ただし、島根県会

計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
なお、落札者は、当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。
- (5) 入札保証金の納付は、入札日の午前9時から午前10時までの間に、島根県警察本部会計課まで持参の上納付を行うこと。

7 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合は、落札の日から14日以内に、島根県警察本部会計課まで持参の上納付を行うこと。
- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

8 契 約

- (1) 契約条項
別添「賃貸借契約書（二者契約案）」又は「賃貸借契約書（三者契約案）」のとおりとする。
この場合において、賃借料の各月の支払額については、契約書（分割支払表）で約定することとする。
- (2) 前金払
前金払いは、行わない。
- (3) 契約書の作成
ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとする。
イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通（第三者をして賃貸借を希望する場合は3通）に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通（第三者をして賃貸借を希望する場合は2通）を契約の相手方に送付するものとする。
エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

9 質 疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、書面により提出すること。

(2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 8 日（木）正午まで

イ 提出場所

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2243, 2242 ファクシミリ 0852-28-7111

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること。

(3) 提出のあった質疑については、電子調達システムにより回答する。（この案件の入札公告及び入札説明書等をダウンロードされた入札情報サービスの入札予定情報に、追加して掲載する。）

なお、やむを得ない事由により、電子調達システムで閲覧できない入札者については、書面により回答するので、12(3)の問い合わせ先まで連絡すること。

10 紙入札参加承認願

(1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出すること。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 8 日（木）正午まで

イ 提出場所

島根県警察本部警務部会計課用度係

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送すること。（提出期限必着）

(3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

11 入札説明書添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 入札品目内訳書

(3) 役員等名簿

(4) 質疑票

(5) 委任状

(6) 入札書

(7) 入札保証金の免除に関する誓約書

(8) 第三者をして貸し付けできる能力を有することの証明書

(9) 紙入札参加承認願

(10) 賃貸借契約書（二者契約案）、賃貸借契約書（三者契約案）

(11) 契約保証金の免除に関する誓約書

12 その他

(1) 電子調達システムの利用にあたっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 4 条第 1 項の規定により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録された IC カードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトによる。

電子調達システムポータルサイトの URL (<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)

(2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。

(3) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2243, 2242
ファクシミリ 0852-28-7111